公益財団法人　大阪市学校給食協会
評議員及び理事･監事の報酬並びに費用に関する規程

（目　的）

第１条　この規程は、公益財団法人大阪市学校給食協会（以下「この法人」という。）定款第 13 条及び第 30 条の規定に基づき、この法人の評議員及び理事・監事に対する報酬並びに費用の支給基準について、必要な事項を定めることを目的とする。

（評議員の報酬）

第２条　評議員（大阪市職員は除く。）の報酬は日額 13,500 円とし、評議員会に出席の都度、支給する。

（理事の報酬）

第３条　理事長の報酬は月額 800,000 円以下とし、具体的な報酬金額については理事会で決定し、毎月、銀行振込にて支払うものとする。

２　理事の報酬は日額 13,500 円とし、この法人の理事会に出席の都度、支給する。

３　理事の報酬総額は、毎年度 10,000,000 円を超えないものとする。

（監事の報酬）

第４条　監事が、この法人の評議員会及び理事会に出席した場合の報酬は日額 13,500 円とし、評議員会及び理事会に出席の都度、支給する。

２　監事の報酬総額は、毎年度 500,000 円を超えないものとする。

（費用弁償）

第５条　評議員、理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

（補　則）

第６条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附　則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

（平成 24 年 4 月 1 日施行）